　【合同会社の定款（複数の社員の中から業務執行社員を定める場合）】

合同会社　　　　　定款

第１章　総　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、合同会社　　　　　と称する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

　１．

　２．

　３．上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を　　県　　　市に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員及び出資

（社員及び出資）

第 ５ 条　当会社の社員の氏名又は名称及び住所、社員の出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

　１．金　　万円

　　住所　　　県　　市　　町　丁目　番　号

　　氏名

　２．金　　万円

　　住所　　　県　　市　　町　丁目　番　号

　　氏名

　３．金　　万円

　　住所　　　県　　市　　町　丁目　番　号

　　氏名

　　　　　　　　　　　　　（以下省略、全員を記載する）

（社員の責任）

第 ６ 条　当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

第３章　業務執行権及び代表権

（業務執行）

第 ７ 条　当会社の業務は、業務執行社員が執行するものとし、総社員の同意により社員の中から選任する。

２　業務執行社員は３名とする。（又は、「業務執行社員は３名とし、　　　　、及び　　　　とする。」）

３　業務執行は、業務執行社員の過半数をもって決定する。

４　前項の規定にかかわらず、常務は、業務執行社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

（代表社員）

第 ８ 条　当会社の代表社員は、　　　　とする。

第４章　社員の加入及び退社

（社員の加入）

第 ９ 条　新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

（任意退社）

第 10 条　各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、２か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（法定退社）

第 11 条　各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

第５章　計　算

（事業年度）

第 12 条　当会社の事業年度は、毎年　月　日から翌年　月　日までとする。

第６章　その他

（定款に定めのない事項）

第 13 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法の規定による。

　以上、合同会社　　　　設立のためこの定款を作成し、社員以下に記名押印する。

　令和　年　月　日

　　社員

　　社員

　　社員

　　社員

　　（以下省略、全員を記載する）